# 都市計画法の主な改正点(H18改正)

地域の判断を 必要とする ための改正

- 1 大規模集客施設の立地規制
- 2 準都市計画区域制度の拡充

柔軟・機動的な 地域の判断を 可能とする改正

- 3 開発許可制度の見直し
- 4 開発整備促進区の創設

広域調整手続き の円滑化を図る ための改正

- 5 都市計画提案制度の拡充
- 6 広域調整手続きの充実

# 1 大規模集客施設(床面積1万㎡超)の立地規制

### 立地可能な用途を、原則として商業系用途に限定

50㎡超不可
150m <sup>2</sup> 超不可
500m <sup>2</sup> 超不可
_1,500 <b>㎡超不可</b>
3,000m²超不可
制限なし店
制限なりっぱ
制限なりの
制限なり場場
一番川の代(ブ・) /       /
制限なし合
要地区計画等
原則不可 計画的開発
制限なし

同左 同左 同左 同左 同左 原則不可 原則不可 原則不可 制限なし 制限なし 制限なり特別用途地区 同左

原則不可

原則不可

用途を緩和する地区計画制

度

の

創

設

地区計画

### 1 大規模集客施設(床面積1万㎡超)の立地規制

#### 【大規模集客施設とは】

「劇場」「映画館」「演芸場」「観覧場」「店舗」「飲食店」「展示場」 「遊技場」「勝馬投票券売場所」「場外車券売場」「場内車券売場」 「勝舟投票券売場所」に供する建築物であって、

その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。「劇場」「映画館」「演芸場」「観覧場」の場合は客席部分の面積。

#### 【立地制限なし】

#### 【地区計画の策定により立地の可能性】

#### 近隣商業地域 商業地域

#### 準工業地域

特別用途地区による立地規制が国による「中心市街地活性化基本計画」認定の要件

第二種住居地域	
準住居地域	開発整備促進区
工業地域	(用途制限の緩和)
非線引き白地地域	
工業専用地域	再開発促進区等
市街化調整区域	適合する計画的開発

### 2 準都市計画区域制度の拡充

土地利用の整序または環境の保全が必要な区域

都市計画区域に準じ「準都市計画区域」を指定

広〈指定する観点から、指定権者を市町村から県へ

容積率・建ペい率等、建築基準法の「集団規定」の適用 大規模集客施設の立地を規制(非線引き都計区域化) 改正前と異なり、農地を含めて指定が可能等

### 3 開発許可制度の見直し

大規模住宅開発等の許可基準を廃止

公共公益施設について、開発許可を適用

学校、社会福祉施設、病院、診療所、多数が利用する庁舎等

## 4 開発整備促進区(地区計画制度)の創設

大規模集客施設 改正法により立地をいったん制限

その上で、地域に真に必要と判断都市計画の手続きを経て、適正に施設を立地

用途を緩和する地区計画の創設 「開発整備促進区」

#### 【対象地域】

第二種 住居地域 準住居地域 工業地域 白地地域 大規模集客 施設の整備が、 合理的土地利用 のため特に必要 現に、土地の 利用状況の変化 が著しい

開発整備促進区地区計画の策定

特定行政庁の許可 交通・安全・防火・衛生 上の観点から許可

#### 用途規制適用除外

1万m<sup>2</sup>超大規模集客施 設の立地規制を除外

### 5 都市計画提案制度の拡充

都市計画決定等に関する提案をできる対象者の追加

提案権者 NPO 都市再 住宅 と対し はまちづくりの 経験と知識を 有する団体

### 6 広域調整手続きの充実

市町村が定める都市計画が周辺市町村等に影響を及ぼす場合、広域的観点からの判断・調整が必要

県が関係市町村からの意見聴取等を実施

一の市町村を超える広域の見地からの調整の観点 県が定める都市計画との整合性の観点

# 改正法の施行期日

